

上越市中山間地域農業省力化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少及び高齢化が著しい中山間地域において、先端技術による農作業の負担軽減を図るため、ドローンの導入及び飛行技術の習得に係る経費について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) ドローンの導入
- (2) ドローンの飛行技術の習得

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める人及び団体とする。

- (1) 前条第1号の事業 次に定める条件を満たす団体とする。

ア 本市に住所を有する農業者3人以上で構成する団体で、上越市中山間地域振興基本条例（平成23年上越市条例第36号）第2条第1号に定める区域（以下「中山間地域」という。）において10ヘクタール以上の経営面積を有していること。

イ 新潟県農林水産業総合振興事業補助金交付要綱（令和5年4月1日適用）の補助要件を満たさないこと。

ウ 市税を完納していること。

- (2) 前条第2号の事業 次に定める条件を満たす人とする。

ア 本市に住所を有する農業者で、中山間地域において10ヘクタール以上の経営面積を有していること。

イ 市税を完納していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) ドローンの導入に要する経費（本体、バッテリー、液剤タンク等の購入費用）
- (2) ドローンの飛行技術の習得に要する経費（飛行技術講習に係る講習料金、教材費、検定料等）

(補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額等とする。

- (1) 農業のために実施する場合 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、上限額は、次に掲げる補助対象事業の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

ア 第2条第1号の事業 100万円

イ 第2条第2号の事業 15万円

- (2) 前号の用途に加え、観光、地域活性化その他の目的に活用する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、上限額は、次に掲げる補助対象事業の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

ア 第2条第1号の事業 100万円

イ 第2条第2号の事業 15万円

2 補助金の交付回数は、一の補助対象者につき1回を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 決算書その他経営の状況を確認することができる書類
- (2) 市税の納税状況調査承諾書(別記様式)又は市税の納税証明書の写し
- (3) 導入する機器の概要を確認することができる書類(第2条第1号の事業に限る。)
- (4) 受講する講習、教材その他飛行技術の習得のために購入等をする資料等の内容を確認することができる書類(第2条第2号の事業に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 導入した機器の写真(第2条第1号の事業に限る。)
- (3) 受講した講習の修了証書の写し、購入した教材の写真その他補助対象事業を実施したことが分かる資料(第2条第2号の事業に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。